

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 66 社

すべての子会社を連結の範囲に含めている。

当中間連結会計期間において、アメニティー工房(株)は(株)関電パワーテックと合併したため、また、ケーピック・シンガポール・リミテッドは清算終了に伴い、それぞれ連結の範囲から除外している。ただし、これらの会社の合併時または清算終了時までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結している。

主要な連結子会社名は、「1. 企業集団の状況(3) 関係会社の状況」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社のうち、(株)きんでん1社に対する投資について持分法を適用している。

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ連結中間純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、大トー(株)、大トー産業(株)、アーバンサービス(株)、(株)ニュージェック他3社の中間決算日は6月30日であり、当該連結子会社の中間決算日に係る財務諸表を使用している。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致している。

4. 会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。)

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

イ. デリバティブ

時価法

ウ. たな卸資産

主として総平均法による原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

なお、当社の減価償却の方法は、以下のとおりである。

ア. 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法

イ. 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3)重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、中間期末金銭債権に対して実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ. 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額から、年金資産の評価額を控除した額を計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として3年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として3年)による定額法(一部の連結子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は発生の当連結会計年度)から費用処理することとしている。

(追加情報)

当社は、平成17年10月より、適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金及び年金資産を持たない確定給付型の年金を新設しており、この年金制度の改定により、当中間連結会計期間において過去勤務債務(債務の減額)が61,052百万円発生している。

また、退職従業員の年金については、閉鎖型年金に移行し、退職給付制度の終了の会計処理を行っており、当中間連結会計期間において25,530百万円の費用が発生している。

ウ. 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて現価方式により計上している。

なお、当中間連結会計期間の引当金計上基準変更に伴い生じる差異(電気事業会計規則の一部を改正する省令(平成17年経済産業省令第92号)附則第2条に定める金額)319,755百万円については、平成17年度から15年間にわたり均等額を計上することとし、その2分の1を当中間連結会計期間に計上している。

ただし、当中間連結会計期間に発生した使用済燃料89トンのうち、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料45トンについては引当を行っていない。

エ. 原子力発電施設解体引当金

将来の特定原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力発電実績に応じて計上している。

オ. 湯水準備引当金

湯水による費用の増加に備えるため、電気事業法第36条の規定により「湯水準備引当金に関する省令」に基づき計算した額を計上している。

(4)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5)重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約及び通貨スワップについて振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

イ. ヘッジ対象、ヘッジ手段及びヘッジ方針

通常業務から発生する債権債務を対象として、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、商品(燃料)スワップ取引などを利用している。

これらの取引は、為替、金利及び燃料価格の変動によって生じるキャッシュ・フローの変動リスクまたは債権債務の時価変動リスクを、回避・軽減する目的に限って実行している。

ウ. ヘッジ有効性評価の方法

事後テストは決算日毎に有効性の評価を行っている。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に高い有効性が認められるものについては事後テストは省略している。

(6)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としている。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

送電線路等に係る地役権の減価償却の実施

電気事業法の改正により、平成 17 年度から託送供給等の業務に関する会計整理が適用され、託送供給に係る原価をより適切に算定するための仕組みが整備されたことに伴い、非償却資産として取り扱っていた送電線路等に係る地役権について、送電線路等の設備使用期間に応じて取得原価を適正に配分し、より適切な原価算定を行うため、当中間連結会計期間より減価償却を実施している。

減価償却の方法は、地役権が設定されている主な設備である架空送電線路に準じて 36 年を耐用年数として、定額法により実施している。なお、既存の地役権については、平均残存年数を耐用年数としている。

これにより、当中間連結会計期間の減価償却費は 6,870 百万円増加し、営業利益、中間経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ同額減少している。

使用済燃料再処理等引当金の計上方法

使用済核燃料再処理引当金については、従来、使用済核燃料再処理引当金に関する省令（昭和 58 年通商産業省令第 21 号）の規定に基づき、再処理費の期末要支払額の 60% を使用済核燃料再処理引当金として計上してきた。しかし、「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」（総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告 平成 16 年 8 月 30 日）により、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料について、再処理施設の廃止措置費用など、従来、未確定であった部分のバックエンド費用も合理的な見積もりが可能となったことから、使用済核燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令（平成 17 年経済産業省令第 83 号）が施行されるとともに、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）が改正された。このため、当中間連結会計期間から、改正後の電気事業会計規則により、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて現価方式により使用済燃料再処理等引当金に計上する方法に変更している。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、使用済燃料再処理等費は 10,647 百万円増加し、営業利益、中間経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ同額減少している。

(表示方法の変更)

中間連結損益計算書関係

前中間連結会計期間において区分掲記していた「固定資産売却益」は、営業外収益総額の 100 分の 10 以下となったため、前連結会計年度から「その他の営業外収益」に含めて記載している。なお、当中間連結会計期間の固定資産売却益は 358 百万円である。

(中間連結貸借対照表関係注記事項)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,172,693 百万円
2. 保証債務	233,099 百万円